

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
302	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業	営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証券の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	前払式証券の規制等に関する法律施行規則(平成2年8月30日大蔵省令第33号)の改正によって対応予定	平成18年度中に措置	金融庁
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。	全部	幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受け入れることにより、全国展開を行う。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにする。	法令の改正又は各都道府県あてに通知を発出することで対応予定	平成18年度中に措置	文部科学省
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所を、障害児が障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。	全部	新制度において障害者及び障害児が指定通所介護事業所を、障害児が生活介護事業所を利用することを可能とし、全国展開する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)	平成18年10月1日実施(措置済)	厚生労働省
919	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業	近隣において身体障害者更生施設を利用することが困難な身体障害者が、知的障害者通所更生施設を利用できるようにし、身近な場所でのサービスの利用を可能にする。	全部	障害者自立支援法では、3障害一元化を図っており、障害の区別なくサービスを受けることができることを可能としていることから、10月1日より施行の新体系において全国展開する。	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	平成18年10月1日施行(措置済)	厚生労働省
927	市町村による狂犬病予防員任命事業	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等を市町村が行うことを可能にする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)を改正することで対応予定	速やかに措置	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行の規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行うこと。	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)を改正することで対応予定	遅くとも平成19年度中に措置	農林水産省
1131 (1143、 1145)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第82号) 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示(平成18年経済産業省告示第247号)	平成18年8月14日施行(措置済)	経済産業省
1132 (1144、 1146)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報処理技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第82号) 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示(平成18年経済産業省告示第247号)	平成18年8月14日施行(措置済)	経済産業省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1307	網又はわなを指定しての 狩猟免許取得の容認事業	<p>鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるよう措置することができることとする。</p> <p>なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施に係る事務が当該市町村に委任されている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。</p> <p>また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。</p> <p>さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。</p>	全部	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第67号)等によって対応予定	平成19年4月16日施行予定	環境省